

畦畔の除草にみる管理者の意識 Managers' Attitude toward Weeding on Levees

坂田寧代*

SAKATA Yasuyo

1. はじめに 畦畔の除草は、これまで自集落住民が中心になって行ってきたが、大規模農家に経営が集約される流れの中で、大規模農家が入作先集落で行う場合が増えている。大規模農家が経営戦略上必要と感じる、または、実際に行う管理水準と、貸し手などの入作先住民が求める管理水準とは必ずしも一致せず、その齟齬が顕在化しつつある。本報では、大規模農家や入作者の除草作業の実態を明らかにするとともに、集落にある共有観、共有された価値の一端に触れることを目的とする。

2. 調査の概要 調査地には、石川県手取川扇状地の扇央部に位置する A 集落を選定した。その理由は、他集落からの入作者が耕作するほか、農業法人が在住しており借入耕作をしているためである。大豆転作地では管理の再委託が行われているという特徴も有している。また、1988 年から集落営農を行う集落（農家 24 戸、非農家 2 戸、経営耕地面積 28ha、全て田）に隣接している。

前述の農業法人（以下 A 法人）は、1999 年に有限会社を設立、両親と若夫婦の計 4 名の家族経営（臨時雇用あり）であり、水稻と大豆を約 20ha 経営している。

大豆転作地（ブロックローテーション）では、A 集落を含む 12 集落にわたって農業法人（以下 Y 法人）が大豆栽培を行っており、大豆栽培後の生産物は Y 法人の収益となる。Y 法人はこのほか水稻防除も行っている。圃場内の耕起と除草と排水、および、畦畔と農道の除草は、大豆地権者に再委託されている。再委託料（反当たり）は、基本管理料 3 万円にランク別料金が加算される。A ランク 1 万 5 千円、B ランク 5 千円であり、生産組合長が収穫前に一筆毎に調査して決定される。

A 集落の田の約 1/3 にあたる 60 筆の農地（一筆 30a 前後）、約 17ha の畦畔を写真撮影して除草剤の散布と草刈りの頻度を調査した。雑草繁茂が著しい季節を対象とし、2006 年 5/16、5/31、6/7、6/12、6/21、6/28、7/6、7/19、8/1、8/22、9/8 の計 11 回分の撮影データを用いた。写真撮影のほか、資料収集と聞き取りも行った。

3. 全体の傾向 図には示していないが、ほとんどの管理者は除草剤を 2 回以上散布している一方、草刈りは管理者によって頻度に差があり、非舗装道路に面している側より舗装道路に面している側で多い傾向がみられる。通行量が多い道路に面した側は人目に付きやすいために管理が十分に行われている可能性がある。

藤村（2001）は、「日常生活のなかで互いに相手を見る・見られるという関係（視線による縛り）が、働きかけを承認するしくみであり、総有をなりたたせる社会的な力となっている」としている。「総有」の概念は、鳥越（1997）が「この『総有』という概念は、現行民法でいう総有概念と異なり、ムラ全体所有（オレ達ムラの土地）を表す言葉で、現代風に言うと私有地の上に網掛けがなされているのである」と記述している。

* 石川県立大学 *Ishikawa Prefectural University*

キーワード：畦畔管理、総有、農業法人

これらを踏まえると、調査地では、「見る・見られるの関係」を通して、畦畔という私有地に総有の網がかかっていると考えられる。

4. 農業法人と入作者の傾向 図

1 には、畦畔の除草（除草剤散布と草刈り）の回数を示す。A 法人が借入耕作する水田では、2,3 回除草されており、複数集落にわたって耕作する農業法人だからといって管理を怠っていないことが確認された。これに

は借り入れているとはいえ自集落の水田であり、前述した総有の網掛けに起因すると考えられるが、より概括すれば、借入続けるための経営戦略上からと考えられる。A 法人によると、当初は借り入れようにも信用を得られず苦慮したといい、信用力の重要性を強く認識していることに起因する行動といえる。それは例えば直近では貸しはがしの予防という意味もあることが推測される。隣接集落が集落営農を行っており近々法人化を予定していることもあり、A 集落が集落営農法人を組織し、現在 A 法人に貸している農地を貸しはがす状況も視野に入れている可能性がある。

入作水田は、G 氏が耕作する 2 筆の水田のみであるが、除草回数は 1 回であり、管理が不十分であるといえる。G 氏は自動車で 5 分程度の近隣集落に在住しており、距離的には通作に困難ではない。実際に水稻は栽培されているところをみると、意識的に管理を粗放化していると考えられる。

5. 転作地の傾向 管理が再委託されている大豆転作地では、3 回以上除草されており、管理は良好である。これは、転作地であるために再委託された所有者が農家であり、他所では水稻作付を行っているためと考えられる。調査当初、このケースは管理を粗放化する借入耕作者にかわって所有者が再委託管理するモデルになりうると考えた。このように農家が再委託管理する場合は対価とひきかえに管理を行うことが期待できるが、土地を貸すかわりに農作業から手を引きたい土地持ち非農家の場合は難しいことが予想される。ただし、農地・水・環境保全向上対策においては、こうした再委託も含めて管理のあり方を検討する必要があると考えられる。すなわち、助成金の使途として委託管理料を含め、その際、管理者には所有者に限定せず広く協定参加者から定める必要があると思われる。

6. おわりに 内山（2006）は、「不特定多数の人々の間に総有関係を成り立たせることができるかどうかは、不特定多数の人々との間で、ときに明確な、ときにあいまいな、共同行動をつくりだすことができるかどうかにかかっているのではないかと思います」と述べている。農地・水・環境保全向上対策がつくりだす「共同行動」に注目していきたい。

引用文献 藤村美穂（2001）：「みんなのもの」とは何か－むらの土地と人－，コモンズの社会学，井上 真・宮内泰介編，新曜社，pp.32-54.
鳥越皓之（1997）：コモンズの利用権を享受する者，環境社会学研究，第 3 号，pp.5-14.
内山 節（2006）：「創造的である」ということ（下）－地域の作法から－，農山漁村文化協会。

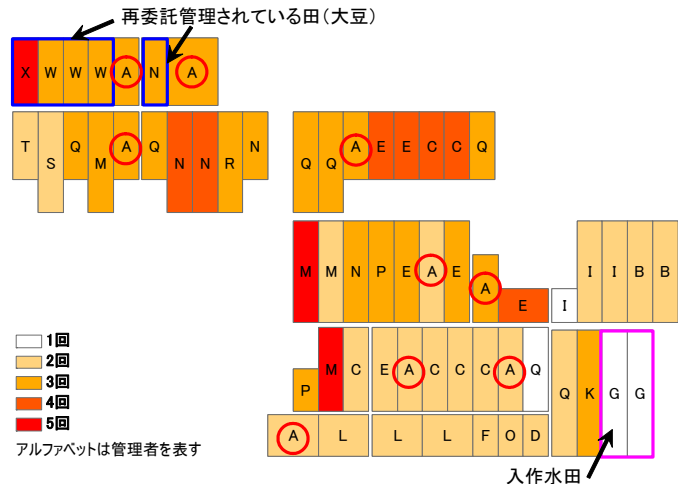


図 1 畦畔の除草（除草剤散布と草刈り）の回数
Frequency of weeding (herbicide and cutting) on levees.